

児童福祉における司法関与の拡大に対応する体制整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年六月十五日

牧山ひろえ

参議院議長 伊達忠一殿



児童福祉における司法関与の拡大に対応する体制整備に関する質問主意書

一 第九十三回国会で成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」では、児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して二ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならぬとされている。

当該家庭裁判所の承認への対応を求められる児童相談所は、業務負担が過大なものにならないか。当該業務負担に係る政府の見通しを明らかにされたい。

二 前記一の改正に伴い、業務内容の変更及び業務量の増加への対応を求められる児童相談所の体制整備について、政府はどのように考えているか。

三 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導や、児童相談所長等が行う一時保護に家庭裁判所が関与する規定を創設する本改正案は、児童等の保護について司法関与を強化する内容であると言える。

司法関与の強化を、虐待を受けている児童等の保護に資するものとするためには、家庭裁判所の体制整備も重要になると認識している。

家庭裁判所の体制整備について、最高裁判所はどのように対応する方針か、特に、家庭裁判所における

専門性の向上や人的体制の整備をどのように行っていくつもりであるのか、政府の承知しているところを明らかにされたい。

右質問する。